

令和8年度神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金の手引

令和8年4月30日

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

1 補助金の概要

F Cフォークリフト（燃料電池フォークリフト）の導入に要する経費の一部を補助します。

2 補助要件

- (1) 法人又は個人事業者がF Cフォークリフトを導入する事業
- (2) リース事業者が、(1) に対してリースするためにF Cフォークリフトを導入する事業

3 補助対象車両

- (1) 一般販売されている新車であること。
- (2) 神奈川県内で使用すること。
- (3) 車両販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。

4 補助事業者

F Cフォークリフトの導入について、環境省補助執行団体が交付する補助金（以下「環境省補助金」という。）の交付申請を行った法人、個人事業者、リース事業者

※ 車両をリースにより導入する場合は、使用者の同意を得てリース事業者と使用者が共同で補助事業者になるものとします。

5 補助対象経費

環境省補助金の補助対象経費と、当該車両と同規模・同等仕様である一般的なエンジン式車両の導入経費の差額とします。

6 補助額

補助対象経費に2分の1を乗じた額。ただし、上限額は500万円とします。

7 受付期間

令和8年4月30日（木）から令和8年12月28日（月）まで（郵送必着）

（予算額に達した場合は締め切ります）

8 補助事業の流れ

(1) 交付申請書の郵送

「10 提出書類 (1)申請に必要な書類」に記載の必要書類を郵送（極力、追跡できる郵送方法）で「13 書類の提出先」へ提出してください。

(2) 交付決定通知書の送付

申請内容を審査し、補助の要件に適合した場合、交付決定通知書を送付します。

交付決定前に事業に着手（車両の引渡し・代金の支払完了）した場合、県の補助金は交付対象外になります。必ず交付決定日より後に事業に着手してください。

審査には1か月以上かかることがあります。申請書は補助事業の着手予定日の1か月以上前に提出してください。

(3) 車両の導入

交付決定日より後に車両の引渡し・代金の支払完了、車両導入のための手続を進めてください。

車両の引渡し・代金の支払は、全て令和9年3月24日（水）までに必ず完了させてください。

割賦契約を行う場合は、割賦契約日又はその契約額を除く全額の代金支払いが完了した日を代金支払の完了日とみなす（※）ため、契約日にご注意ください。

（※）代金の一部の支払いについて割賦契約を行う場合は、その割賦契約日と、総残額に係る領収日のいずれか遅い方を代金支払いの完了日とみなします。

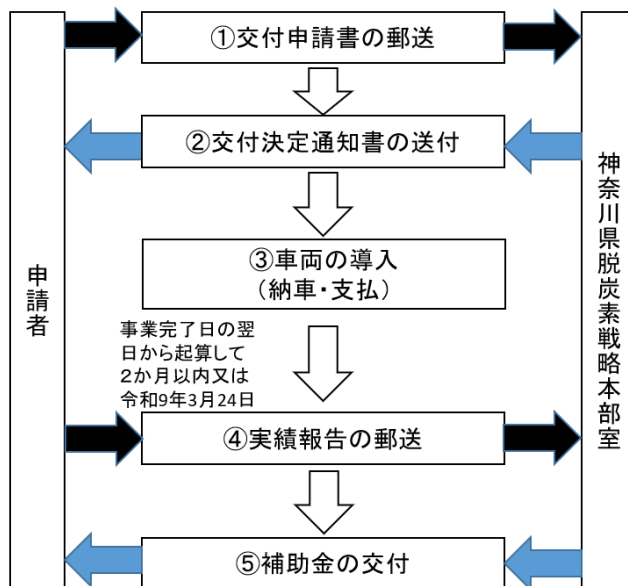
(4) 実績報告書の郵送

実績報告書を、車両の引渡し・代金の支払完了のうち、最後の手続が終わった日の翌日から起算して2か月以内又は令和9年3月24日（水）のいずれか早い日までに提出してください。（郵送必着）

(5) 補助金の交付

実績報告書を審査し、補助の要件に適合した場合、補助金を交付します。

【事業実施の流れ】



9 その他の主な補助条件

- (1) 年度内（令和9年3月24日（水））に事業を完了し、実績報告書の提出が可能なこと。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例の対象に該当しないこと。当該確認のために神奈川県警察本部への照会を行うことについて了承すること。リースの場合もリース事業者及びリース使用者について神奈川県警察本部への照会を行います。
- (3) リースの場合、補助金相当額が使用者のリース料金に還元されること。

- (4) 補助事業により導入した車両については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」という。）する場合には、知事の承認が必要となります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

財産の種類	期間
F Cフォークリフト	4年

10 提出書類

(1) 申請に必要な書類

ア 神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金交付申請書	別表6第1号様式	
イ 役員等氏名一覧表	別表6第1号様式別紙1	※1
ウ 申請者の本人確認書類	①法人の場合 現在事項若しくは履歴事項証明書 (発行日から3か月以内のもの)の原本又は写し ②個人事業者の場合 運転免許証、マイナンバーカード (表面)のいずれかの写し又は住民票 (発行日から3か月以内のもの)の写し若しくはそれを複写したもの及び事業所の所在地を証する書類	※1
エ 共同申請同意書(リース事業の場合のみ)	別表6第1号様式別紙2	
オ 利益等の排除に関する書類		※2
カ 環境省補助金の交付申請書の写し		
キ 環境省補助金の交付申請に係る書類一式の写し		
ク その他知事が必要と認める書類	その他、必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。	

※1 リースにより車両を導入する場合は、使用者(リース先)のものとあわせて提出してください。

※2 次のいずれかの関係にある会社から車両を調達する場合は、補助対象経費が利益等を排除した金額であると分かる書類を提出してください。

- ・補助事業者自身
- ・100パーセント同一の資本に属するグループ企業
- ・補助事業者の関係会社(上記以外)

※他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含まれます。

※FCフォークリフトをリースにより導入する場合において、リース事業者又は転リース事業者と上記のいずれかの関係にある会社から調達する場合は除きます。

(2) 実績報告に必要な書類

ア 神奈川県FCフォークリフト導入費補助金 実績報告書	別表6第10号様式
イ 環境省補助金の完了実績報告書の写し	
ウ 環境省補助金の実績報告に係る書類一式 の写し	
エ 環境省補助金の交付決定通知書の写し	
オ 車両賃貸借契約書の写し (リース事業の場合のみ)	任意様式 ※車両賃貸借契約書には、車両番号や契約期間等の記載が必要です。 記載がない場合は、内容の分かる車両受領証や納品書等を添付する必要があります。
カ 補助金振込先情報が記載された通帳等の写し	口座名義人(フリガナ)、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分を添付してください。
キ 車両の仕様等を変更した場合は、変更に係る書類 ※ 交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼさない補助対象車両の仕様等を変更した場合のみ	
ク その他知事が必要と認める書類	その他、必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

11 申請内容の変更等について

(1) 計画変更時

変更承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ・神奈川県FCフォークリフト導入費補助金変更承認申請書(別表6第4号様式)

リースにより導入した場合は、次の書類も提出してください。

- ・変更承認共同申請同意書(別表6第4号様式別紙)

(2) 中止・廃止時

中止・廃止承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ・神奈川県FCフォークリフト導入費補助金中止・廃止承認申請書(別表6第7号様式)

リースにより導入した場合は、次の書類も提出してください。

- ・中止・廃止承認共同申請同意書(別表6第7号様式別紙)

(3) 車両を処分する時

財産を処分する際は、次の書類を提出してください。

- ・神奈川県FCフォークリフト導入費補助金財産処分等承認申請書(別表6第12号様式)

12 問合せ先

神奈川県脱炭素戦略本部室運輸グループ

FCフォークリフト導入費補助金担当

電話 045-210-4133

受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

8：30～17：15（12：00～13：00 は除く）

13 書類の提出先

各種書類を提出する場合は、1部、次の宛先に郵送してください。

〒231-8588

横浜市中区日本大通 1

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 運輸グループ

FCフォークリフト導入費補助金担当

(注意)

- ・県から問合せがあったときのために必ず写しを手元に保管してください。
- ・持込みによる提出は受け付けません。